

那覇市障害福祉サービス事業所等サービス継続支援事業補助金交付要綱

(令和6年1月24日福祉部長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の発生による障害福祉サービス等の提供体制に対する影響を最小限にするため、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等が、関係者との緊急かつ緊密な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な障害福祉サービスを継続して提供できるよう、通常の障害福祉サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等に対し、予算の範囲内において、那覇市障害福祉サービス事業所等支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、那覇市補助金等交付規則(昭和52年那覇市規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者は、新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（令和4年度第二次補正予算分）の実施について（令和4年12月16日付障発1216第2号及び令和5年5月8日付障発0508第4号。厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（令和4年度第二次補正予算分）実施要綱」（以下「国の令和4年度実施要綱（令和4年度第二次補正予算分）」という。）3(1)ア及び(2)アに該当する施設・事業者（以下「補助事業者」という。）とする。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、国の令和4年度実施要綱（令和4年度第二次補正予算分）に記載されている障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業及び障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び基準単価は国の令和4年度実施要綱（令和4年度第二次補正予算分）の別添1及び別添2のとおりとする。

2 前項の補助対象経費は、令和4年4月1日から令和6年1月31日までに支出したものとし、支出年度単位で基準単価を適用する。

(補助金の算定方法)

第5条 補助金の交付額は、予算の範囲内で、対象経費の実支出額と国の令和4年度実施要綱（令和4年度第二次補正予算分）の別添1に定める補助事業者のサービス種別毎に定めた基準単価を比較して少ない額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算定した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを

切り捨てるものとする。

2 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに発生した補助対象経費について、那覇市障害福祉サービス事業所等サービス継続支援事業補助金交付要綱(令和4年11月2日福祉部長決裁)に基づく事業を実施し、補助を受けている場合は、当該補助額を別紙に定める基準単価から減じて得た額まで補助することができる。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、那覇市障害福祉サービス事業所等サービス継続支援事業補助金交付申請書(第1号様式)を市長が別に定める日までに提出しなければならない。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 那覇市障害福祉サービス事業所等サービス継続支援事業補助金交付申請書(第1号様式の1)
- (2) 事業所・施設別申請額一覧(付表1)
- (3) 事業所・施設別個票(付表2)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付決定を行い、那覇市障害福祉サービス事業所等サービス継続支援事業補助金交付決定通知書(第2号様式)を通知する。

(交付申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、前条の規定による交付決定通知を受けた後、この補助金の申請を取り下げようとするときには、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(変更申請)

第9条 補助事業者は、第7条の交付決定を受けた補助事業の内容を変更する場合(軽微な変更を除く。)は、あらかじめ市長にその承認を受けなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、市長に報告し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は令和6年3月1日までに那覇市障害福祉サービス事業所等サービス継続支援事業補助金実績報告書(第3号様式)に関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1)那覇市障害福祉サービス事業所等サービス継続支援事業補助金実績報告書(第3号様式の1)
- (2)事業所・施設別申請額一覧(付表1)
- (3)事業所・施設別個票(付表2)
- (4)その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、那覇市障害福祉サービス事業所等サービス継続支援事業補助金確定通知書(第4号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第13条 市長は、補助事業者から適正な請求書を受理した日から30日以内に補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、第10条第1項に規定する補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 補助事業者が、那覇市補助金等交付規則若しくは当該要綱又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 市長は、前項の返還を命ずる場合には、当該取消しに係る部分に対して既に交付されていた補助金に対して、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて規則で定める割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第2項の返還及び前項の加算金の返還期限は、当該返還命令のなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、市長は未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて規則で定める割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 5 市長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めたときは、延滞金又は加算金の全部又は一部を免除することができる。
- 6 第1項から前項までの規定は、補助事業について交付すべき補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

(消費税の仕入れ額控除)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、速やかに、市長に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該仕入れ控除税額を市に返還しなければならない。

(補助金の経理)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(他の補助金等の重複の禁止)

第17条 補助事業者は、この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年1月24日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

- 2 令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

第1号様式(第6条関係)

令和 年 月 日

那覇市長 宛

所在地

法人名

代表者

那覇市障害福祉サービス事業所等サービス継続支援事業補助金の交付申請について

標記について、次により補助金を交付されたく関係書類を添えて申請する。

1 対象事業： 障害福祉サービス事業所等のサービス継続支援
障害福祉サービス事業所等との協力支援事業

2 補助金申請額： 金 円

3 添付書類

- (1) 障害福祉サービス事業所等サービス継続支援事業補助金交付申請書(第1号様式の1)
- (2) 事業所・施設別申請額一覧(付表1)
- (3) 事業所・施設別個票(付表2)
- (4) その他市長が必要と認めるもの

第2号様式(第7条関係)

那覇市指令福障第 号
令和 年 月 日

所在地
法人名
代表者 様

那覇市長 知念 覚

那覇市障害福祉サービス事業所等サービス継続支援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のありました那覇市障害福祉サービス事業所等サービス継続支援事業補助金の交付については、下記のとおり決定しましたので、那覇市障害福祉サービス事業所等サービス継続支援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 対象事業：
- 2 交付決定日：令和 年 月 日
- 3 交付決定額： 円

第3号様式(第11条関係)

令和 年 月 日

那覇市長 宛

所在地

法人名

代表者

那覇市障害福祉サービス事業所等サービス継続支援事業補助金実績報告書の提出について

令和 年 月 日那覇市指令福障第 号で交付決定を受けた那覇市障害福祉サービス事業所等サービス継続支援事業補助金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

※添付書類

- (1) 障害福祉サービス事業所等サービス継続支援事業補助金実績報告書(第3号様式の1)
- (2) 事業所・施設別申請額一覧(付表1)
- (3) 事業所・施設別個票(付表2)
- (4) その他市長が必要と認めるもの

第4号様式(第12条関係)

那覇市福障第 号

令和 年 月 日

所在地

法人名

代表者 様

那覇市長 知念 覚

那覇市障害福祉サービス事業所等サービス継続支援事業補助金確定通知書

令和 年 月 日付で提出のありました那覇市障害福祉サービス事業所等サービス継続支援事業補助金実績報告を審査した結果、補助金の額につき下記のとおり確定しましたので、那覇市障害福祉サービス事業所等サービス継続支援事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

1 確定日：令和 年 月 日

2 補助金確定額： 円